

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年8月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500361 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2600049 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における請求期間①の賞与支払年月日を平成 27 年 7 月 27 日、標準賞与額を 30 万 3,000 円、請求期間②の賞与支払年月日を同年 12 月 18 日、標準賞与額を 37 万 5,000 円、請求期間③の賞与支払年月日を平成 28 年 7 月 25 日、標準賞与額を 33 万 3,000 円、請求期間④の賞与支払年月日を同年 12 月 15 日、標準賞与額を 38 万 5,000 円、請求期間⑤の賞与支払年月日を平成 29 年 7 月 25 日、標準賞与額を 33 万 4,000 円、請求期間⑥の賞与支払年月日を同年 12 月 25 日、標準賞与額を 38 万 5,000 円、請求期間⑦の標準賞与額を 33 万 6,000 円、請求期間⑧の賞与支払年月日を令和 2 年 7 月 30 日、標準賞与額を 33 万 9,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間及び請求期間⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥及び⑧の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年 7 月
② 平成27年12月
③ 平成28年 7 月
④ 平成28年12月

- ⑤ 平成29年 7 月
- ⑥ 平成29年12月
- ⑦ 平成30年 7 月30日
- ⑧ 令和 2 年 7 月
- ⑨ 令和 2 年12月

私は、請求期間①から⑨までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑦は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。一部期間の預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与を記録し、請求期間⑦は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、B銀行から提出された「預金共通月中異動および残高明細表」（以下「残高明細表」という。）、請求者が住所を定めていたC市から提出された訂正前及び訂正後の「平成 28 年度（平成 27 年分）住民税課税基礎資料」並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は 30 万 3,000 円、請求期間②は 37 万 5,000 円、請求期間③は 33 万 3,000 円、請求期間④は 38 万 5,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支払年月日については、残高明細表の振込年月日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給日及び預金通帳の振込年月日から、請求期間①は平成 27 年 7 月 27 日、請求期間②は同年 12 月 18 日、請求期間③は平成 28 年 7 月 25 日、請求期間④は同年 12 月 15 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知

を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成 29 年 1 月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成 29 年 3 月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、残高明細表及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑤は 33 万 4,000 円、請求期間⑥は 38 万 5,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間⑤及び⑥の賞与支払年月日については、残高明細表の振込年月日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給日及び預金通帳の振込年月日から、請求期間⑤は平成 29 年 7 月 25 日、請求期間⑥は同年 12 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤及び⑥の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、残高明細表、D年金事務所が令和 6 年 6 月 7 日の事業所調査により A 事業所から入手した請求者の平成 30 年賃金台帳及び賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑦において事業主から 33 万 6,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、年金事務所が保管する請求期間⑦の賞与支払届は事業主から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間⑦の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成 30 年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑧について、E銀行から提出された預金取引明細表1（以下「預金取引明細表」という。）並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑧において事業主から33万9,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間⑧の賞与支払年月日については、預金取引明細表の振込年月日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給日及び預金通帳から、令和2年7月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑧の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑨について、預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑨において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、事業主に対して文書照会を行ったが回答を得られない上、請求者は、請求期間⑨の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間⑨に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑨の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2500383 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2600050 号

第 1　結論

請求者の A 事業所における請求期間①の賞与支払年月日を平成 27 年 7 月 27 日、標準賞与額を 4 万 5,000 円、請求期間②の賞与支払年月日を同年 12 月 18 日、標準賞与額を 33 万 9,000 円、請求期間③の賞与支払年月日を平成 28 年 7 月 25 日、標準賞与額を 26 万円、請求期間④の賞与支払年月日を同年 12 月 15 日、標準賞与額を 34 万円、請求期間⑤の賞与支払年月日を平成 29 年 7 月 25 日、標準賞与額を 26 万 1,000 円、請求期間⑥の賞与支払年月日を同年 12 月 25 日、標準賞与額を 34 万円、請求期間⑦の標準賞与額を 26 万 1,000 円、請求期間⑧の賞与支払年月日を令和 2 年 7 月 30 日、標準賞与額を 26 万 4,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間及び請求期間⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥及び⑧の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 59 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成27年 7 月
 ②　平成27年12月
 ③　平成28年 7 月
 ④　平成28年12月
 ⑤　平成29年 7 月

- ⑥ 平成29年12月
- ⑦ 平成30年 7 月30日
- ⑧ 令和 2 年 7 月
- ⑨ 令和 2 年12月

私は、請求期間①から⑨までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑦は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。賞与が支払われていたのは確かなので、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与を記録し、請求期間⑦は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、B銀行から提出された「預金取引明細表（流動性）」並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は4万5,000円、請求期間②は33万9,000円、請求期間③は26万円、請求期間④は34万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間①から④までの各期間の賞与支払年月日については、上記預金取引明細表（流動性）の振込年月日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給日及び預金通帳の振込年月日から、請求期間①は平成27年7月27日、請求期間②は同年12月18日、請求期間③は平成28年7月25日、請求期間④は同年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業

所から賞与の取消届（平成 29 年 3 月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、上記預金取引明細表（流動性）及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑤は 26 万 1,000 円、請求期間⑥は 34 万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、賞与支払年月日については、上記預金取引明細表（流動性）の振込年月日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給日及び預金通帳の振込年月日から、請求期間⑤は平成 29 年 7 月 25 日、請求期間⑥は同年 12 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤及び⑥の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、上記預金取引明細表（流動性）、C 年金事務所が令和 6 年 6 月 7 日の事業所調査により A 事業所から入手した請求者の平成 30 年賃金台帳及び賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑦において事業主から 26 万 1,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、年金事務所が保管する請求期間⑦の賞与支払届は事業主から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間⑦の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成 30 年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑧について、D信用金庫から提出された「預金取引明細表1」及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑧において事業主から26万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間⑧の賞与支払年月日については、上記預金取引明細表1の振込年月日及び複数の同僚から提出された預金通帳の振込年月日から、令和2年7月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑧の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑨について、上記預金取引明細表1並びに複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑨において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、事業主に対して文書照会を行ったが回答を得られない上、請求者は、請求期間⑨の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間⑨に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑨の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500385 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2600051 号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を1万円、請求期間②の標準賞与額を7万円、請求期間③の標準賞与額を14万円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間④について、請求者のA事業所における標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間④の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年7月25日

② 平成28年12月15日

③ 令和2年7月30日

④ 令和2年12月25日

私は、請求期間①から④までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。賞与明細書並びに請求期間③及び④の預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は1万円、請求期間②は7万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①及び②の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①及び②に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①及び②の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間②については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間②の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間③において事業主から14万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間③の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間④について、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間④において事業主から11万8,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、

控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、請求者の慰労金明細書の支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間④の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2500392 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2600052 号

第 1　結論

請求者の A 事業所における請求期間①の標準賞与額を 27 万 6,000 円、請求期間②の賞与支払年月日を平成 27 年 12 月 18 日、標準賞与額を 34 万 2,000 円、請求期間③の標準賞与額を 27 万 6,000 円、請求期間④の賞与支払年月日を平成 28 年 12 月 15 日、標準賞与額を 34 万 3,000 円、請求期間⑤の賞与支払年月日を平成 29 年 7 月 25 日、標準賞与額を 27 万 7,000 円、請求期間⑥の標準賞与額を 34 万 3,000 円、請求期間⑦の標準賞与額を 2 万円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥及び⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑧について、請求者の A 事業所における標準賞与額を 17 万 8,000 円に訂正することが必要である。

請求期間⑧の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 48 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

- 請　求　期　間　：　①　平成27年 7 月27日
 ②　平成27年12月
 ③　平成28年 7 月25日
 ④　平成28年12月
 ⑤　平成29年 7 月

⑥ 平成29年12月25日

⑦ 令和2年7月30日

⑧ 令和2年12月25日

私は、請求期間①から⑧までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。預金通帳並びに請求期間①、③及び⑧の賞与明細書を提出するので、請求期間①から⑧までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書、B銀行から提出された「預金取引明細表(流動性)」(以下「預金取引明細表」という。)並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は27万6,000円、請求期間②は34万2,000円、請求期間③は27万6,000円、請求期間④は34万3,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間②及び④の賞与支払年月日については、預金取引明細表の振込年月日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給日及び預金通帳の振込年月日から、請求期間②は平成27年12月18日、請求期間④は平成28年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出や厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届(平成29年1月16日年金事務所受付)が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届(平成29年3月30日年金事務所受付)が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された預金通帳、預金取引明細表及

び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑤は 27 万 7,000 円、請求期間⑥は 34 万 3,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間⑤の賞与支払年月日については、預金取引明細表の振込年月日及び複数の同僚から提出された預金通帳の振込年月日から、平成 29 年 7 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤及び⑥の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑦において事業主から 2 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑧について、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和 2 年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑧において事業主から 17 万 8,000 円の賞与の支払を受けたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる振込額は、請求者の慰労金明細書の支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑧における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金

特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間⑧の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、17万8,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。